

〔 地 域 密 着 型 通 所 介 護 重 要 事 項 説 明 書 〕

1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対して、適正な通所介護を提供することにより要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 陽光苑デイサービスセンターの概要

(1) 提供できるサービスの種類

名 称	陽光苑デイサービスセンター							
所 在 地	島根県江津市桜江町長谷2723番地2							
管 理 者	代 田 譲							
介護保険事業者番号	通所介護 3271800371							
サービス提供地域	江津市桜江町、井沢町、清見町、跡市町及び浜田市旭町、金城町							
利 用 定 員	1日あたり 15人							
営 業 時 間	午前 9時10分 ～ 午後 4時20分							
営 業 日	月	火	水	木	金	土	日	祝
	○	○	○	○	○	×	×	○
その他の年間休日	12月29日 ～ 1月3日							
施 設 概 要	食堂 兼 機能訓練室			1室	179.50㎡			
	介 護 者 教 室			1室	41.65㎡			
	静 養 室			1室	(2床) 21.00㎡			
	S・S 兼 相談室			1室	34.80㎡			
	浴 室			1室	48.90㎡			
	送 迎 車 両			5台	リフトバス・軽車輛・車椅子対応軽車輛			
サ ー ビ ス 内 容	送迎介助・健康チェック・入浴介助（一般浴）、昼食提供・食事介助・機能訓練（レクリエーション・リハビリテーションなど）その他、必要な介助を行います。							

3. 職員の体制

職 名	資 格	常 勤	非常勤	業 務 内 容	計
管理者	介護福祉士	1名(1)		施設の運営管理	1名(1)
事務職員		1名(1)		保険請求・庶務	1名(1)
生活相談員	介護福祉士	1名以上		サービスの統括・苦情処理・機能訓練指導	1名以上
介護職員	介護福祉士	常勤換算 1名以上	1名	介護計画の作成・実施及び評価・介護全般	常勤換算 1名以上
看護職員	正看護師		1名以上	健康管理・健康相談・医療機関との連絡調整	1名以上
機能 訓練指導員	正看護師		1名以上	機能訓練計画の作成・実施および評価	1名以上

() 内は兼務職員の再掲

4. サービスの内容

(1) 送迎

- ①送迎車により、事業所と自宅との間を行います。
- ②通常の営業時間の利用の方を送迎します。

(2) 食事

身体状況や嗜好に応じた個別の食事内容や形態に配慮して提供します。

(3) 入浴

見守りや直接介助により、一般浴、特別浴（機械浴）のいずれかの入浴を提供します。
体調によって清拭とさせていただく場合もあります。

(4) 機能訓練

日常生活動作の維持及び低下の防止の運動を行います。

(5) 生活相談

日常生活に関する様々な相談に応じ、必要な援助を行い生活の向上を目指します。

(6) レクリエーション

- ①併設施設において実施される行事等に参加することができます。
- ②行事によっては、別途参加料がかかるものもあります。

(7) 排泄

随時、排泄介助をいたします。（オムツ利用の方はオムツを持参下さい）

5. 利用料金

①基本料金（7時間以上8時間未満）の場合

要介護度	1日当たりの 利用料金	1日あたり自己負担額		
		(1割負担)	(2割負担)	(3割負担)
要介護1	7,530 円	753 円	1,506 円	2,259 円
要介護2	8,900 円	890 円	1,780 円	2,670 円
要介護3	10,320 円	1,032 円	2,064 円	3,096 円
要介護4	11,720 円	1,172 円	2,344 円	3,516 円
要介護5	13,120 円	1,312 円	2,624 円	3,936 円

③加算料金

	利 用 料 金	1日あたりの自己負担額		
	1日当たり	(1割負担)	(2割負担)	(3割負担)
入浴介助加算Ⅰ	400 円	40 円	80 円	120 円
サービス提供体制 強化加算Ⅰ(ロ)	1日当たり 220 円	22 円	44 円	66 円
介護職員等処遇改善加算 Ⅲ	1月間の利用総単位数の10.5%に相当する金額			
送迎未実施減算	片道あたり －470 円	－47 円	－94 円	－141 円

入浴介助加算Ⅰ：

通所介護における入浴介助（見守りを含む）を行った場合に算定できる加算となります。

サービス提供体制強化加算Ⅰ(ロ)：

利用者に対して一定基準のサービスを提供する体制が整っているかを評価し、介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が70%以上である場合算定される加算となります。

介護職員等処遇改善加算 III：

介護職員の人材育成や雇用環境の改善を目的に算定される加算となります。
介護報酬に加算して支給する制度で1月間の利用総単位数の10.5%に相当する金額です。

③昼食代及びおやつ代等 1日 800円

※ 1回当たりの利用料（自己負担額）をご説明いたします。

●その他

- ①レクリエーション、オムツ代等にかかる費用は、自己負担になります。
- ②サービス提供地域以外の地区の利用に関しては、その境界より1kmあたり40円の送迎費を実費負担していただきます。

6. サービス利用に当たっての留意事項

- ①利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業者にご一報下さい。
- ②利用者は、事業所内の機械及び器具を利用される際、必ず従業者に声を掛けてください。
- ③事業所内での金銭及び食物等のやりとりは、ご遠慮下さい。
- ④従業者に対する贈り物や飲食のもてなしは、お受けできません。
- ⑤弁当の持ち込みはご希望により応じておりますが、持ち込まれた弁当等の管理や衛生面及びこれに関する事故（食中毒等）につきましては、責任を負いかねますのでご了承下さい。

7. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まず、お電話等でお申し込み下さい。当事業所職員がお伺いいたします。

サービスの提供の依頼を受けた後、契約を結び、通所介護計画を作成して、サービスの提供を開始します。

居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している介護支援専門員とご相談下さい。

(2) サービスの終了

①利用者のご都合でサービスを終了する場合

利用者は、事業者に対して7日間の予告期間をおいて、文書で通知することによりこの契約を解約することができます。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。
その場合は7日間の予告期間をおいて、文書で通知します。

③自動終了

以下の場合、双方の文書がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・利用者が死亡した場合や被保険者資格を喪失した場合

④その他

- ・当事業所が正当な理由なくサービスの提供をしない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が倒産した場合、利用者は文書で解約を通知することによってすぐにサービスを終了することができます。
- ・利用者やご家族などが当事業所や当事業所のサービスの従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、すぐにサービスを終了させていただきます。

8. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに訓練を実施します。

防災訓練 1年に2回以上実施します。

防災設備 緊急通報システム、非常誘導灯、スプリンクラー、火災報知機等

防災責任者 安 田 和 史

9. 緊急時の対応

体調の変化等、緊急の場合は、下記に定める緊急連絡先に連絡します。

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族等に連絡を行うとともに必要な処置を講じます。

サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。ただし、事業者の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではありません。

11. 守秘義務に関する対策

事業者およびその使用者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様です。

事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、居宅介護支援事業者に対し 利用者の個人情報を提供しません。

12. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業員教育を行います。

13. 身体拘束の禁止

事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束」という。）を行いません。

やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況及び緊急やむを得ない理由を記録します。

14. 虐待防止

事業所は、虐待防止に関する責任者の設置、従業員に対する虐待防止啓発のための定期的な研修実施、成年後見制度を活用した権利擁護、苦情解決体制の整備、自治体における虐待防止に関する相談窓口の周知等、虐待防止のための措置を講ずるよう努めるものとします。

15. 衛生管理等

利用者は、衛生環境保全のため、事業所の清潔、整頓、その他環境衛生の保持に協力いただく場合がございます。

事業所は利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用する水について、衛生的な管理・措置を講じます。事業所において感染症の予防、またびまん延防止のための指針を整備し、従業員に対し研修及び訓練を定期的に行います。

16. 業務継続計画の策定等

施設は、感染症や非常災害の発生時に、入所者に対する指定介護福祉施設の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、それに従い必要な措置を講じます。

17. サービス内容に関する相談・苦情

相談・要望・苦情等の相談窓口

当施設のサービスに関する相談・要望・苦情等は、下記の窓口までお申し出ください。

◎窓 口 担 当	
☆管理者・生活相談員 陽光苑デイサービスセンター	代 田 譲 江津市桜江町長谷2723番地2 電話 0855-92-8450 FAX 0855-92-0711
☆桜寿園ケアプランセンター	江津市桜江町小田138番地1 電話 0855-92-1404
受付時間 月曜日～金曜日	午前8時30分 ～ 午後5時00分 (土・日祝日を除く)
☆島根県国民健康保険団体連合会	松江市学園1丁目7番地14 電話 0852-21-2112 FAX 0852-21-3550
受付時間 月曜日～金曜日	午前9時00分 ～ 午後5時00分 (土・日祝日を除く)
☆浜田地区広域行政組合 介護保険課	浜田市殿町1番地 電話 0855-25-1520 FAX 0855-25-1506
受付時間 月曜日～金曜日	午前8時30分 ～ 午後5時15分 (土・日祝日を除く)
☆ 島根県運営適正化委員会	島根県松江市東津田町1741番地3 電話 0852-32-5913 FAX 0852-32-5994
受付時間 月曜日～金曜日	午前8時30分 ～ 午後5時00分 (土・日祝日を除く)
☆ 第三者委員 渡 邊 信 明	島根県江津市桜江町八戸1357番地6 電話番号 0855-92-1423
田 野 美恵子	島根県江津市桜江町鹿賀19番地2 電話番号 0855-92-0519

18. 協力医療機関等

事業者は、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

【協力病院】

島根県済生会江津総合病院	桜江歯科医院
江津市江津町1016-37	江津市桜江町川戸105-5
0855-54-0101	0855-92-8282

19. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご利用様に生じた損害について、当事業者は速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご利用様に故意又は過失が認められ、ご利用様様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、当事業者の損害賠償責任を減じさせていただきます。

20. 提供するサービスの第三者評価の実施状況 (有 ・ 無)

実施年月日 _____ 評価機関 _____

評価結果 _____

令和 年 月 日

陽光苑のデイサービスの利用にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基ついて重要な事項を説明し交付しました。

事業者名 社会福祉法人 桜江福祉会
施設名 陽光苑デイサービスセンター
所在地 島根県江津市桜江町長谷2723番地2

説明者 職名

氏名

印

令和 年 月 日

私は、契約書および本書面により、事業者から当事業所の利用についての重要な事項の説明を受け、同意しました。

利用者

住所

氏名

印

利用者代理人

住所

氏名

印

(続柄)